

08(文部科学省) 国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
008010	長瀬町	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
035010	愛媛県今治市 (共同提案)	①国際水準の獣医学教育特区 ②その他の提案	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準」(文部科学省告示)	国際動向を見据えた国家戦略レベルでの獣医師養成系大学の設置・入学定員規制の地域限定解除	「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)に記載のとおり。 「現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。」	-	-	-
038070	山口県周南市、樹トクヤマ徳山製薬所、東ソー純南陽事業所、出光興産徳山事業所、樹トクヤマロジスティクス、長府工業株	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	・補助金適正化法第22条【文部科学省】 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) 【防衛省】 防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)	市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、耐用年数を経過した場合を除き各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができることと規定されており、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償で譲渡・貸付を行う場合に国庫納付を求めることを必要最小限の条件として付しているものである。 また、基金積立については、有償で譲渡・貸付を行う場合であって、国庫補助事業完了後10年以上経過したものについて、補助金相当額以上を公立学校施設整備のための基金に積立することを条件に、特別に国庫納付を不要としているものである。 なお、上記のとおり、国庫納付金や基金積立を不要とする場合は、補助金等適正化法の趣旨から困難である。 なお、既存施設の有効活用の観点から、公立学校施設整備費補助金等にて取得した財産において、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)する場合、所定の報告があったものは文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとするなど、財産処分の承認手続の簡素化に努めている。	右提案者の意見を踏まえ、有償で譲渡・貸与する場合、①手続きの簡素化や②国庫納付の不必要が可能なか否か、再度検討し、回答された。	遊休公共施設の活用は、市町村が行政機能を縮小する中でその担い手として地域コミュニティ組織(NPO等)による地域運営での活用が期待され、地域コミュニティ組織の拠点施設や都市農山漁村交流施設等の地域が実施するコミュニティビジネスやビジネス事業者の誘致などの利用が可能となる。 地域コミュニティ組織は住民主体の組織で、地域の課題解決や持続可能な活動を行うために不可欠な組織であるが、運営基盤は脆弱であり、これを強化するために、市町と地域コミュニティ組織等が合意した遊休施設の活用方針を国が認定することで、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とし、遊休公共施設の活用促進が図られるようお願いしたい。	有償で譲渡・貸付を行う場合に国庫納付金や基金積立を不要とする場合は、前回回答したとおり補助金適正化法の趣旨から困難です。 なお、「補助金等適正化中央連絡会議の通知」について(平成20年4月10日付け財計第1087号)における政府全体の決定を踏まえて、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を財産処分する場合、所定の報告があったものは文部科学大臣の承認があったものとして取り扱い、国庫納付を不要としており、基金積立については、有償で譲渡・貸付を行う場合であって、国庫補助事業完了後10年以上経過したものについて、補助金相当額以上を公立学校施設整備のための基金に積立することを条件に、特別に国庫納付を不要とするなど、既に大幅な財産処分手続の簡素化・弾力化に努めています。 当該案件についても、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を運営基盤が脆弱な地域コミュニティ組織(NPO等)に対して、無償で譲渡・貸付したくのであれば、報告事項として取り扱い、国庫納付や基金積立は不要となります。
057010	大阪市	質の高い幼児教育・保育に資する窓口・権限の一元化	学校教育法第4条第1項第3号、私立学校法第4条第1項第2号	私立幼稚園の設置認可・運営指導にかかる権限について大阪府から大阪市への権限移譲	これまで類似のご提案が提案者からのものも含め、なされてきたところであるが、 ・私立学校行政においては、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可・解散命令については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 ・子ども子育て新制度が本年4月から施行されたが、施行後間もなく、新制度に移行した幼稚園とそうでない幼稚園が混在している状況において、一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。 ことから、対応が困難である旨回答してきたところであり、このような状況は現時点においてもなお大きな変化はない。 しかしながら、提案団体からは、構造改革特区第26次提案の際には、現行制度において権限を有する大阪府も了解しているとのことであったため、地方自治法252条の17の2に基づき、府の条例による事務処理特例により、指定都市に権限移譲が可能である。	右提案者からの意見を踏まえ、私立幼稚園の設置認可・運営指導にかかる権限を大阪府から大阪市へ移譲することが可能なか否か、再度検討し、回答された。	地方自治法第252条の17の2による条例の事務処理特例については、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村が処理することができる制度であるが、あまで事務の一部についての権限移譲であり、市町村から国に対する協議や申請等については都道府県を通じて実施する必要があることから、本市の意向を全面的に反映することが困難であり、本市が求める権限移譲になじむものではないと考える。	地方自治法第252条の17の2の規定は、あくまで都道府県の権限全てを移譲することを想定していたが事務の一部としているものであり、一定の範囲の施策分野の事務を一括して移譲することができないものではなく、制度上、事務処理特例により、私立幼稚園の設置認可等の権限を全て都道府県から市町村へ移譲することは可能であることから、ご指摘の「あくまで事務の一部についての権限移譲」に権限移譲が限定されることはないものと考ええる。 また、私立幼稚園の設置認可・運営指導については、都道府県において処理している事務であり、国に対する申請や協議を行うことは想定され難いが、そのような手続があれば具体的にご教示いただきたい。

08(文部科学省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
057020	大阪府	質の高い幼児教育・保育に資する窓口・権限の一元化	私立学校法第8条第1項、第9条第1項	私立学校審議会の設置について大阪府から大阪市への権限移譲	<p>これまで類似のご提案が提案者からのものも含め、なされてきたところであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校行政においては、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可・解散命令については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている ・子ども子育て新制度が本年4月から施行されたが、施行後間もなく、新制度に移行した幼稚園とそうではない幼稚園が混在している状況において、一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない <p>ことから、対応が困難である旨回答してきたところであり、このような状況は現時点においてもなお大きな変化はない。</p> <p>しかしながら、提案団体からは、構造改革特区第26次提案の際には、現行制度において権限を有する大阪府も了解しているとのことであったため、地方自治法252条の17の2に基づく、府の条例による事務処理特例により、指定都市に権限移譲が可能である。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、私立学校審議会の設置権限を大阪府から大阪市へ移譲することが可能か否か、再度検討し、回答された。</p>	<p>地方自治法第252条の17の2による条例の事務処理特例については、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村が処理することができる制度であるが、あくまで事務の一部についての権限移譲であり、市町村から国に対する協議や申請等については都道府県を通じて実施する必要があることから、本市の意向を全面的に反映することが困難であり、本市が求める権限移譲になじむものではないと考える。</p>	<p>地方自治法第252条の17の2の規定は、あくまで都道府県の権限全てを移譲することを想定していたが「事務の一部」としているものであり、一定の範囲の施策分野の事務を一括して移譲することができないものではなく、制度上、事務処理特例により、私立幼稚園の設置認可等の権限を全て都道府県から市町村へ移譲することは可能であることから、ご指摘の「あくまで事務の一部についての権限移譲」に権限移譲が限定されることはしないものと考ええる。</p> <p>また、私立幼稚園の設置認可・運営指導については、都道府県において処理いただいている事務であり、国に対する申請や協議を行うことは想定され難しいが、そのような手続があれば具体的にご教示いただきたい。</p>
061010	京丹後市	(仮称)地域協働大学の名称創設	学校教育法第135条	<p>「大学」という名称は学校教育法第1条に規定する大学のみが使用できるが、大学と連携して地域活性化に取り組む地域の活動について、学校教育法に基づきいづゆる1校ではないこと明示、大学教員の指導下での活動など一定の条件の下に、特例として「地域協働大学」という名称を使用することを認める。</p>	<p>学校教育法第135条第1項の規定(名称の専用)は、同法第1条に規定する学校(以下「一条学校」という。)以外の教育施設が一条学校の名称を用いることにより一般私人に不利益を及ぼすことのないようにするために設けられた規定である。また、この規定に違反した場合は、同法第146条により、十万円以下の罰金に処することが規定されている。</p> <p>今回の御提案は、同法第135条第1項の適用を除外し、「地域協働大学」という名称を使用することを認めるものであるが、いただいた事業の目的については、例えば「地域協働塾」といった名称等、大学の名称を使用しない名称でも実現することは十分可能と考えられるところであり、提案を認めることによつて得られる利益と、一般私人が被るおそれがある不利益の大きさを勘案すると、今回の提案を認めることは適当でないと考えられる。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、一定の条件の下に、大学と連携して地域活性化に取り組む地域の活動について「大学」の名称を使用することについては、再度検討し、回答された。</p>	<p>「一般私人が被るおそれがある不利益」について、「大学」という文字を含むことで一条校である大学と混同する恐れがあるか否か、あくまで「地域協働大学」という一単語・固有名称に混同は生じず、あくまで短期に収束するものとする。また、「大学校」「市民大学」といった名称は国内にあふれているが特に問題はなく、「地域協働大学」の名称のみが一般私人に不利益を及ぼすということはないと考える。また、「卒業」が「学生」のキャリアに与える影響を考慮し、活動内容の水準が担保されていることを示すものであり、「塾」ではその目的を達することができないと考える。</p>	<p>提示いただいた意見において、「大学」という文字を含むこととしても一条学校である大学との混同は基本的には生じないとしているが、学校教育法第135条第1項の規定は教育施設が「大学」という文字をその名称に含むことを禁ずる趣旨のものであり、「一単語・固有名称による新制度の創設」であれば是とすると解釈は当たらない。なお、他方では「大学」という名称を用いることで活動内容の水準が担保されていることを示すことができるという認識が示されている。一方では一条学校との混同は生じないとし、また一方で活動の水準が担保されていることを示すことができるとしているため、提案の目的と弊害の認識が矛盾していると考えられる。</p> <p>また、現行制度上、一条学校が「大学」という名称を用いることは、当該教育施設が大学設置基準等の法令の要件を満たした上で文部科学大臣の認可を受けたことを示しており、「地域協働大学」という名称を用いることによつて、一条学校ではない教育施設の活動内容の水準が担保されていることを示すことが考えられない。</p> <p>さらに、「地域協働大学」の前身はもとより京丹後市夢まち創り大学では「学生証」が発行され、域内で大学生が当該「学生証」を基にサービスを受けられることとされている点で、「地域協働大学」の「卒業」が「学生」のキャリアに与える影響を考慮し、活動内容の水準が担保されていることを示すものであり、「塾」ではその目的を達することができないと考える。</p> <p>「大学」という文字を含むこととしても一条学校である大学との混同は基本的には生じないとしているが、学校教育法第135条第1項の規定は教育施設が「大学」という文字をその名称に含むことを禁ずる趣旨のものであり、「一単語・固有名称による新制度の創設」であれば是とすると解釈は当たらない。なお、他方では「大学」という名称を用いることで活動内容の水準が担保されていることを示すことができるという認識が示されている。一方では一条学校との混同は生じないとし、また一方で活動の水準が担保されていることを示すことができるとしているため、提案の目的と弊害の認識が矛盾していると考えられる。</p> <p>また、現行制度上、一条学校が「大学」という名称を用いることは、当該教育施設が大学設置基準等の法令の要件を満たした上で文部科学大臣の認可を受けたことを示しており、「地域協働大学」という名称を用いることによつて、一条学校ではない教育施設の活動内容の水準が担保されていることを示すことが考えられない。</p> <p>さらに、「地域協働大学」の前身はもとより京丹後市夢まち創り大学では「学生証」が発行され、域内で大学生が当該「学生証」を基にサービスを受けられることとされている点で、「地域協働大学」の「卒業」が「学生」のキャリアに与える影響を考慮し、活動内容の水準が担保されていることを示すものであり、「塾」ではその目的を達することができないと考える。</p> <p>「大学」という文字を含むこととしても一条学校である大学との混同は基本的には生じないとしているが、学校教育法第135条第1項の規定は教育施設が「大学」という文字をその名称に含むことを禁ずる趣旨のものであり、「一単語・固有名称による新制度の創設」であれば是とすると解釈は当たらない。なお、他方では「大学」という名称を用いることで活動内容の水準が担保されていることを示すことができるという認識が示されている。一方では一条学校との混同は生じないとし、また一方で活動の水準が担保されていることを示すことができるとしているため、提案の目的と弊害の認識が矛盾していると考えられる。</p> <p>また、現行制度上、一条学校が「大学」という名称を用いることは、当該教育施設が大学設置基準等の法令の要件を満たした上で文部科学大臣の認可を受けたことを示しており、「地域協働大学」という名称を用いることによつて、一条学校ではない教育施設の活動内容の水準が担保されていることを示すことができるという認識が示されている。一方では一条学校との混同は生じないとし、また一方で活動の水準が担保されていることを示すことができるとしているため、提案の目的と弊害の認識が矛盾していると考えられる。</p> <p>「大学校」については、「大学」とは異なるものとして位置付けられており、また、いわゆる「市民大学」などの市民講座については、組織的に設けられた教育施設ではなく、単なる講座の名称であり本件と比較することは適切ではないと考える。</p>
066030	(非公表)	新東名高速道路 伊勢原北IC周辺新ビジネス拠点整備事業	文化財保護法93条、96条、98条、99条	<p>・埋蔵文化財包蔵地での発掘に関する届出を不要とする(93条)。 ・土木工事等により遺跡の発見をした場合、届出を不要とする(96条)。 ・地方公共団体等が埋蔵文化財について調査する必要があると認める場合でも、土地の所有者、事業者は地方公共団体等による発掘の施行や協力要請を拒むことができることとする(98条、99条関係)</p>	<p>文化財保護法第93条及び96条における届出は、埋蔵文化財の保存と開発事業等との調整及びその結果必要とされた措置の実施(埋蔵文化財の発掘調査)等を行うことができることを考慮して設定されているものです。</p> <p>このため、御提案いただいたように、届出を不要にしてしまうと、国民共有の財産であり地域の資産でもある埋蔵文化財の適切な保護を図りつつ、円滑に開発行為を実施することができないため、御提案いただいた内容を実現することは困難であると考えます。</p> <p>なお、事業の内容によっては、事前の届出を行い、埋蔵文化財の保護との適切な調整を図った上で、開発事業の円滑な実施の観点から、文化財保護法第99条第1項に基づく発掘調査と開発事業を並行的に実施できる場合もありますので、まずは前記に地域の教育委員会に相談していただきたいと思います。(※)</p> <p>また、文化財保護法第99条第2項は、地方公共団体が事業者に対して協力を求めることができる旨の規定であり、事業者に対して地方公共団体に協力することを義務付けているものではありません。</p> <p>(※)文化財保護法第184条第1項第6号等の規定により、市の教育委員会が届出の受理等の事務を行うことが可能となっています。</p>	-	-	-

08(文部科学省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
093010	公益社団法人 日本青年会議所	かしまグローバル教育特区	教育職員免許法 第3条の2第2項	市町村教育委員会による特別非常勤講師の届出の受理	<p>教員の資質能力を全国的に一定水準以上に確保し学校教育の質を保证するため、教員は免許状を有していなければならないとされています。</p> <p>一方、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない者を非常勤講師として登用し、教科の領域の一部を担任させることができることが可能となります(留学生であっても、任命・雇用することは可能です)。</p> <p>この特別非常勤講師の制度は、昭和63年の制度創設時は都道府県教育委員会の許可を受けなければ任命・雇用できないこととされていましたが、制度の一層の活用促進のため、平成10年から届出制に改められました。</p> <p>これにより、現在、特別非常勤講師を任命・雇用する場合には都道府県教育委員会の許可は不要であり、任命・雇用者があらかじめ都道府県教育委員会に対して単に届出書を提出するだけで、届出書の受理後に都道府県教育委員会において審査や検定などといった任命・雇用を認めるかどうかの手続きを経る必要はなく、特別非常勤講師を任命・雇用することが可能となっています。</p> <p>特別非常勤講師の任命・雇用に際し、都道府県教育委員会への届出が必要となっているのは、免許状の授与権者であり免許管理者である都道府県教育委員会において、特別非常勤講師の任命・雇用状況を把握するとともに、万一法令違反等の事実が確認された場合には適切な指導助言を行うことができるようにするためであり、都道府県教育委員会への届出を不要とすることは適切でないと考えます。</p>	-	-	-
093020	公益社団法人 日本青年会議所	かしまグローバル教育特区	教育職員免許法 第3条の2第2項	特別非常勤講師の団体(学校単位)での届出を可能とする	<p>ご提案の内容に一部不明なところがありますが、一つの学校において複数人の特別非常勤講師を活用する場合には、複数人の届出をとりまとめて提出することを可能とすべきというご提案ということであれば、現在でも、任命・雇用者である教育委員会や学校法人が複数人の届出をとりまとめて提出することは既に可能となっています。</p>	-	-	-
094040	一般社団法人新経済 連盟	Japan Ahead	小学校学習指導要領 小学校学習指導要領解説 中学校学習指導要領 中学校学習指導要領解説	公立の小中学校においてプログラミング教育を、一定の時間を定期的に確保する方向で必修とする。	<p>中学校では「技術・家庭」において、プログラムによる計測・制御について必修化しており、具体的にはコンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組み「情報処理の手順を考えた単純なプログラムの作成」について指導することとしており、全ての生徒がプログラムに関する内容を学ぶこととなっている。</p> <p>小学校においても、児童の実態等に応じ、各学校の判断に基づき、プログラムに関する教育について、一定の時間を確保することは可能である。このため、プログラムに関する教育を実施するにあたっての障壁はない。</p> <p>(なお、学習指導要領では、小学校、中学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や最低限教えるべき教育内容を定めている。各学校では、この学習指導要領等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成しており、学校において特に必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができる。)</p>	-	-	-
094050	一般社団法人新経済 連盟	Japan Ahead	小学校学習指導要領 小学校学習指導要領解説	小学校3、4年生から英語を必修化する。	<p>教育再生実行会議第三次提言(平成25年5月)や日本再興戦略(平成26年6月)において小学校英語の早期化・高学年における教科化が掲げられており、これらを踏まえ、中央教育審議会で、平成32年度の全面実施を目標に、現在5・6年生から開始している外国語活動を小学校3・4年生から開始(必修化し、5・6年生では教科化及び授業時数を増加する等の検討がなされている。今後、さらに具体的な検討を進め、平成28年度の学習指導要領改訂を目指す。</p>	-	-	-

08(文部科学省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
094060	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	<p>学校教育法第三十四条</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第三条</p> <p>著作権法第二十三条</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法第三条</p> <p>学校教育法第三十四条第二項</p> <p>学校教育法第五条、教育職員免許法第三条等</p>	<p>デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。</p> <p>また、英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。</p>	<p>【デジタル教科書】</p> <p>いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）等において、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、平成28年中に結論を得ることとされている。</p> <p>○このスケジュールにのっとり、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定である。</p> <p>【教員免許】</p> <p>教員の資質能力を全国的に一定水準以上に確保し学校教育の質を保证するため、教員は免許状を有していなければならないとされています。</p> <p>教員免許状は、原則として、大学において学位及び必要な科目の単位を修得した者に対して授与されることとなっていますが、教員免許状を有していないが英語・情報等を含む特定の分野において優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎入れることにより学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため特に必要があると認められる場合には、当該社会人等に対し、都道府県教育委員会の判断により特別免許状を授与することが可能です。この特別免許状は通常の免許状と同様に10年間有効な免許状であり、教諭等として正式に採用され継続的に学校に勤務することになります。文部科学省としても、学校教育の質の向上のために特別免許状の活用などにより多様な人材を学校現場に確保することは重要だと考えており、これまでも特別免許状の授与指針の策定などの取組を講じてきたところです。</p> <p>また、特別免許状の更なる活用方法として、優秀な外部人材の情報集約を行い、任命・雇用したいニーズを有する者がその中から採用したい者を選び、その者に特別免許状を授与するという自治体の取組が現在でも行われております。すなわち、免許状の有無に関係なく、有為な外部人材を教員として確保することができる仕組みとなっております。</p> <p>したがって、現行制度においても、ご提案の趣旨を実現することは十分可能であると考えます。</p>	-	-	-
094070	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	<p>構造改革特別区域法第12条 規制の特例措置 816番（「学校設置会社による学校設置事業」）</p>	<p>構造改革特区で認められている株式会社立通信制高校について、特区外での活動を可能とするため、制度の全国展開をする。</p>	<p>株式会社立学校については、規制の特例措置に関し、平成24年度に構造改革特別区域推進本部評議・調査委員会が行った評価において、教育活動面、学校経営面等について問題点が指摘されたことから、「全国展開」とせず、運用の「是正」を政府として決定し、指針に努めているところであり、現時点において本特例措置を全国展開することは考えていない。</p>	-	-	-
096030	合同会社ツクル	世界最高水準の開発・製造・販売サイクルを確立する実証実験フィールドとマーケット隣接プロジェクト	著作権法	<p>著作権法第63条では、著作権者は他人に対しその著作物の利用を許諾することができ、その許諾を得た者がその許諾に係る著作物を利用することができることとされているが、許諾を得ない場合でも著作物の利用を可とする。</p> <p>具体的には、キャラクターのコスプレイベントを行う場合、特定のエリア内であれば著作権法に当たらないというケースを想定している（現在は、グレーゾーンとして黙認）</p>	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権（私権）等について定める法律であって、著作物の利用を禁止（規制）するものではありません。</p> <p>なお、著作権法は著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とするものであり、他人の著作物を利用する場合は、原則として権利者の許諾を受けることが必要です。</p>	-	-	-
135040	(非公表)	中山間地域における農業を基軸とした地方創生	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条</p> <p>公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について「20文科第122号平成20年6月18日」</p>	<p>国庫補助事業完了後10年以上経過した小学校等の廃校を、農林水産業の振興などの公益性の高い用途に利用する場合は、有償での貸付や譲渡等の財産処分手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。</p>	<p>有償で貸付・譲渡を行う場合、当該譲渡対価等を全て補助事業者等に帰属させることは、補助対象財産の取得のための補助金であることや、補助事業に係る収益の納付を補助条件とすることができることとした補助金等適正化法等の趣旨に照らして適当ではなく、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」4(2)に定めた方法により算出される補助金相当額（以下「補助金相当額」という。）の国庫納付を条件に付すべきである。</p> <p>ただし、既存施設の有効活用の観点から、公立学校施設整備費補助金等にて取得等した財産においては、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を有償で貸付・譲渡する場合、補助金相当額の国庫納付の条件を付すことに代えて、補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることを条件として付した上で承認しており、弾力的な対応を図っている。</p> <p>交付官庁として、算出された補助金相当額や預立先の基金について、その適正性を確認し、是正の余地を確保するため、承認申請の手続きを求めているところである。</p> <p>当該承認申請について、今後の提案内容を踏まえ、基金積立であることを条件として、報告事項に簡素化することについて早急に結論を得る（平成27年度早期）。</p>	-	-	-

08(文部科学省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
154010	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	学校教育法	学校教育法第二百二十四条の三「教育を受ける者が常時四十人以上であること。」を「教育を受ける者が常時二十人以上であること。」に緩和	構造改革特別区域第16次提案において同様の提案があった際、平成25年に有識者会議において検討を行った結果、専修学校における一定規模の組織的な教育活動を維持し、教育条件の質を担保する等のためには、生徒数の最低基準として40人は必要であるとの結論を得たところであり、最終的にも、基準の緩和は行わないこととされ、このことについては、現時点においても変更はない。なお、「規制緩和のメリット」として提示いただいた勤労学生控除や学生割引については、専修学校だけでなく、各種学校の生徒についても対象となうとともに、各種学校であれば、「教育を受ける者が常時40人以上であること」といった基準は設けられていないところである。	右提案者からの意見を踏まえ、地方公共団体が設置する専修学校で一定の要件を満たす場合、生徒数の最低基準を20人に緩和することについて、再度検討し、回答された。	地方公共団体が設置し、一定規模の組織的な教育活動が維持され、教育条件の質が担保される場合、生徒数の最低基準を20人に緩和することとされたい。 理由 ・笠間陶芸大学は県が設置するため、生徒数を20人とした場合においても、財源及び教員等の確保が可能であり、これにより運営の安定性・継続性を維持し、組織的な教育活動と教育条件の質を担保できる見込み。 なお、専修学校化のメリットとして大学への編入があり、笠間陶芸大学においてこれを果たしたいところ。	従前、我が国の学校教育制度においては、大学など学校教育法第1条に定める「学校」のほか、学校教育に類する教育を行うものとしての「各種学校」制度が設けられていたもの。この各種学校については、修業年限、教員資格等について明確な規定がなく、様々な教育施設が包含されているが、そのうち一定の規模と水準を有する組織的な教育を行うものを、新たに「専修学校」として、昭和51年より新たに学校教育法上に位置づけたものである。 その観点から、専修学校については、学校教育法第124条において①修業年限1年以上、②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること、③教育を受ける者が常時40人以上であること(以下「定員基準」という。)、との要件を示すとともに、同法第128条に基づき組織・教育課程・教員・校地校舎等に関する基準を規定し、これらを満たすものを各種学校とは制度的に区別して、制度創設以来、文部科学省としては専修学校教育の質の向上と振興に努めてきたところである。 ご提案の定員基準については、専修学校として求められる最低限の定員の半分に当たるものであり、一定の規模と水準を有し、組織的な教育を行うことを趣旨とする専修学校制度の趣旨になじまないと考えられることから、ご提案に沿うことは困難と考える。 なお、今回の補足資料においては、きめ細やかな少人数による教育が求められる陶芸の特殊性が定員基準を緩和する理由とされているが、例えば他県においては、同じ陶芸分野において、現行制度による専修学校が設置され、10名～20名のクラス規模による指導が行われている例もあるところ。少人数による教育の実現は、例えば1クラスあたりの生徒数の設定などの問題であり、専修学校全体の定員の設定とは直接関係するものではないと考える。
158010	個人(スポーツ特区推進研究会)	子どものスポーツ環境を充実させるための「スポーツ特区」	教育職員免許法第3条、第4条	免許を取得しないと教員になれないところ、教育委員会が面接等の審査を実施した上で、一定の素養を持った指導者を、部活動の指導のみに職務を限定して教員として採用可能とする。これにより、スポーツ指導や部活動管理に秀でた外部指導者が、自己の責任において、教員として児童・生徒の引率や部活動の指導に当たることができる。	学校教育法第一条に定める学校の教員については、教育職員免許法により、各相当の免許状を有する者でなければならないとされています。 一方、部活動指導に関しては、中央教育審議会初等中等教育分科会に設置されたチームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会において、部活動をさらに充実していくという観点から、教員に加え、部活動等の指導、助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を法令上に位置付けることについて検討しているところです。	右提案者からの意見を踏まえ、教育委員会が面接等の審査を実施した上で、一定の素養を持った指導者を、部活動の指導のみに職務を限定して教員として採用することについて、再度検討し、回答された。	中教審初等中等教育分科会の中間まとめでは、部活動全体の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする「部活動支援員(仮称)」を新たに設置する案が提案されている。ただ、現時点で法制度化に向けた具体的な予定は明らかではない。 教員の疲弊やスポーツ活動の停滞といった現状は早急に改善の必要があり、今回この制度案を特区として実施し、その成果を踏まえ、将来の規制緩和、制度設計、運用に生かすのが相当と考える。	部活動指導員(仮称)については、平成28年度内に学校教育法施行規則に位置付け、平成29年4月1日から施行する予定です。
158020	個人(スポーツ特区推進研究会)	子どものスポーツ環境を充実させるための「スポーツ特区」	学校教育法施行規則第51、52、73、74、84条、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領	各種学習指導要領等で規定されている体育や英語の授業数を増加させ、体育については学校の特色に応じて、学習指導要領で列挙されている競技以外のもの(射撃、馬術、カヌー、アーチェリー、ボクシング等)も実施できるようにする。	【体育について】 学習指導要領では、小学校、中学校等の校種ごとにそれぞれの教科等の目標や最低限指導する教育内容を定めている。各学校では、この学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成しており、学校において特に必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これに加えて教育課程を編成、実施することができる。よって、上記を踏まえ、学習指導要領に例示されている種目以外の種目等について実施することは可能であるが、児童生徒の身の発達段階や特性に応じて効果的に行われることが大切である。 【英語について】 児童生徒の実態等に応じ、各学校の判断に基づき、英語の時間を増加させることは可能である。また、研究開発学校制度や英語教育強化地域拠点事業において、小学校低学年、中学年からの英語教育を実施している学校もあり、次期学習指導要領の方向性としては、これらの成果・課題を検証した上で、今後の英語教育の在り方を検討する予定。 【参考】 ・研究開発学校制度 今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。 ・英語教育強化地域拠点事業 小学校英語の早期化、教科化、中・高等学校の目標の高度化等、小・中・高を通じた先進的な取組を支援し、研究成果を今後の教育課程の検討に反映する(英語教育地域強化地域拠点:18地域→29地域)。	-	-	-

08(文部科学省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
158030	個人 (スポーツ特区推進研究会)	子どものスポーツ環境を充実させるための「スポーツ特区」	学校教育法第2条	一定の人的・財政的基盤のある競技団体にあっては、財団法人等であっても学校を設置して運営することを認める。	<p>学校は公共性、継続性、安定性が不可欠であり、その学校を設置する法的仕組みとして、公教育の担い手としての学校法人制度が整備されている。ご指摘の財団法人については、学校法人と同じく非営利法人であるものの、学校法人と異なり学校を設置管理することを目的とした法人として必要な組織や資産を備えることが求められていない。したがって、学校を設置するのであれば、学校法人を設立することが本来の在り方であり、特にご指摘のように一定の人的・財政的基盤を有するのであれば、その人的・財政的基盤を活用して、学校法人を設立することにより、学校を設置を目的とする貴提案は実現可能と考えられる。</p>	右提案者からの意見を踏まえ、一定の人的・財政的基盤のある競技団体については、財団法人等であっても学校を設置して運営することを認めることについて、再度検討し、回答された。	<p>文部科学省が指摘するとおり、学校法人が設置するのが本来のあり方ではあるが、構造改革特区では、すでに株式会社やNPO法人について、一定の要件のもと学校を設置することが認められている。</p> <p>競技団体はスポーツに関する人的組織的基盤を有しており、自ら主体となることで、競技方向上や人材育成等を効率的に行うことができる。また、当該スポーツに関わる人や物を地域に集めることで地域が活性化し、スポーツ文化の創生にも役立つものと考えられる。</p> <p>学校法人の認可及び学校設置等について、私立学校審議会の判断にとらわれない柔軟かつ迅速な対応が可能になるものと考えられる。</p>	<p>学校運営には公共性が求められるが、私立学校の運営においては特に、建学の精神に基づく学校運営と、経営側と教学側との連携が不可欠である。また、私立学校の運営にあたって求められる公共性を高めるため、学校法人は、学校を設置管理することを目的とした法人として必要な資産や組織を備えること等が求められているところである。</p> <p>現行の民間非営利法人制度は、政策目的ごとに、その法人の目的を踏まえた規制や優遇措置を備えたものである。私立学校は、戦前は多くが民法上の財団法人により設置されていたが、民法の規定が十分ではないために実際上の不便があったため、前述したような学校経営という観点から特別の法人とするための法律整備を行い、学校法人制度が創設されたものである。こうした趣旨や経緯に鑑み、財団法人と学校法人は、公益法人類型の中で適切な役割分担がなされているところであり、このような法人制度の関係を前してまで、財団法人に学校設置を行わせる必要性は認められないと考える。</p> <p>したがって、学校を設置するのであれば、学校法人を設立することが本来の在り方であり、特にご指摘のように、一定の人的・財政的基盤を有するのであれば、その人的・財政的基盤を活用して、学校法人を設立することにより、学校の設置を目的とする貴提案は実現可能と考えられる。</p> <p>なお、これまでに株式会社として設立された学校36校についても10校が学校法人化しており、文部科学省としても、平成24年10月6日付け「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社が設置する学校から学校法人が設置する学校への移行について(通知)」において、学校設置会社が設置する学校について学校法人による設置管理への円滑な移行に向けた方法を通知するとともに、学校法人化を希望する学校への相談窓口を設けるなど情報提供を行っている。</p>
174010	森ビル株式会社	展覧会における美術品に対する国家補償制度の拡充と手続きの簡略化	展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条	<p>・申請書類の提出時期について、現行展覧会開催の3か月程度とされているところ、出展作品が概ね決定する約1.5か月程前にする。</p> <p>・過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、過去に提出済みの施設関連資料の提出を免除する。</p>	<p>補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議をすることが法律上定められています。申請から補償契約締結までは、「申請→文化審議会美術品補償制度部会における審査(専門調査会におけるアヒアリング・下審査及び部会における審査・答申。所要1～2か月)→財務大臣協議(所要2～3週間)→補償契約の締結(所要1～2週間)」という流れで運用しており、おおむねか月程度を要します。ただし、申請書類は、申請時点での計画を提出いただくものであることから、内容に変更が生じた場合には、申請書類の修正・差し替えを行うことが可能であり、申請時点において、変更の余地のない完全な書類を提出いただく必要はありません。なお、このことについては、文化審議会美術品補償制度部会「審議のまとめ」(平成27年7月2日)においても示されており、これを踏まえ対応しているところです。</p> <p>美術品補償制度の適用への申請書類については、国家戦略特区に限定することなく、2回目以降の申請において、施設や設備に関する書類の提出を一定期間免除するなどの簡略化をする方向で検討し、文化審議会美術品補償制度部会「審議のまとめ」(平成27年7月2日)で方向性が示されたところです。今後、この「審議のまとめ」を踏まえ、平成27年度中に必要な措置を講ずる予定です。</p> <p><参考>文化審議会美術品補償制度部会「審議のまとめ」(平成27年7月2日)(抜粋)</p> <p>4. 今後の対応方針</p> <p>(1) 美術品補償制度に係る課題への対応方針</p> <p>① 申請手続について</p> <p>○ 制度の活用を促進するためには、申請手続の負担をできるだけ軽減し、展覧会主催者の申請への意欲を高める必要がある。</p> <p>○ このため、適切な審査を行うために必要な内容は維持しつつ、例えば、制度適用の実績のある美術品・博物館については、美術品補償法施行規則に規定される所定施設の要件及び対象美術品の取扱いに関する基準を満たしていることが確認できた施設であることから、当該施設の2回目以降の申請においては、施設に関する書類のうち、施設の建物の構造に係る情報、空調・防犯設備に係る情報、監視・警備・防災に関するマニュアルなど一部のものについて、変更がない場合は提出を一定期間免除するなど、申請書類の簡略化を図ることが重要である。</p> <p>○ また、申請書類の提出時期については、所定の書類を提出期限までに提出できない場合でも、書類の追加提出や差し替えを柔軟に認めるとともに、審査までに詳細を確定できない書類については、まずは暫定の内容での提出を可能とするなど、柔軟に対応することが重要である。</p>	-	-	-